

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。<u>ただし、健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の健康診断にあつては、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき317点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては522点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては392点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(20) [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき317点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては522点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児<u>及び妊婦</u>に予防接種を行った場合にあつては392点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(20) [略]</p> <p><u>(21) 医科点数表算定外手術及び処置料</u></p> <p>病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。</p>

(21) [略]	(22) [略]
(22) [略]	(23) [略]
(23) [略]	(24) [略]
(24) [略]	(25) [略]
(25) [略]	(26) [略]
(26) [略]	(27) [略]
(27) [略]	(28) [略]
(28) [略]	(29) [略]
(29) [略]	(30) [略]
<p>2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。<u>以下同じ。</u>）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） <u>一般病床が500床以上の地域医療支援病院</u>（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>（2） <u>一般病床が500床未満の地域医療支援病院</u> 3,240円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 再診時負担額（<u>一般病床数が500床以上の地域医療支援病院</u>において行う再診（他の病院（<u>一般病床数が500床未満のものに限る。</u>）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>4～8 [略]</p>	<p>2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） <u>許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下同じ。）数が400床以上の地域医療支援病院</u>（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>（2） <u>許可病床数が400床未満の地域医療支援病院</u> 3,240円（消費税等が課されないものにあつては、3,000円）</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 再診時負担額（<u>許可病床数が400床以上の地域医療支援病院</u>において行う再診（他の病院（<u>許可病床数が400床未満のものに限る。</u>）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>4～8 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。